

## りらいあんす料金表

在宅での介護が必要な方を車で送迎し、食事・個別機能動作訓練などの各種サービスを行い、自立生活への援助や心身機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。

(サービス内容) ①健康チェック ②送迎 ③食事 ④個別機能動作訓練 ⑤介護サービス ⑥生活指導

### リハビリ特化型デイサービスご利用料金(介護保険利用の方)

《4時間以上～5時間未満利用の場合》

要介護度区分	①基本料金(自己負担額)			②食費負担額	総額
	1割負担	2割負担	3割負担		
要介護1	386円	772円	1,158円	750円	①+②+加算=総額
要介護2	442円	884円	1,326円	750円	
要介護3	500円	1,000円	1,500円	750円	
要介護4	557円	1,114円	1,671円	750円	
要介護5	614円	1,228円	1,842円	750円	

### 加算一覧

介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金に5.9%が加算されます
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	基本料金に1.0%が加算されます
介護職員ベースアップ等支援加算	基本料金に1.1%が加算されます。
個別機能訓練加算(Ⅰ)口	1日85単位が加算されます
科学的介護推進体制加算	月40単位が加算されます
送迎に関しては施設で送迎を行わない場合、片道につき、47単位が減算されます。	

### その他の費用

食事代	食事の提供を受けた場合、食費として1回につき <b>750円</b> いただきます。
おむつ代	おむつやパット等の提供を受けた場合、実費をいただきます。

### りらいあんす通所介護相当サービス(現行型)利用料説明書(射水市)

要支援1・事業対象者		要支援2・事業対象者	
1月4回まで	1月5回以上	1月5回～8回まで	1月9回以上
1回利用 384円	月額定額1,672円	1回利用 395円	月額定額3,428円

※別途、上記のその他の費用が上乗せされます。

※運動機能向上加算(月225単位)が加算されます。

※科学的介護推進体制加算(月40単位)が加算されます。

※介護保険法により、介護職員処遇改善加算Ⅰとして、基本料金に5.9%加算されます。

※介護保険法により、介護職員特定処遇改善加算Ⅱとして、基本料金に1.0%加算されます。

※介護保険法により、介護職員ベースアップ等支援加算として、基本料金に1.1%加算されます。

### りらいあんす通所型サービスA利用料説明書(高岡市)

要支援1・事業対象者(1割負担・月額)		要支援2(1割負担・月額)	
送迎有・入浴無	送迎・入浴無	送迎有・入浴無	送迎・入浴無
1,421円	1,338円	2,914円	2,742円

※別途、上記のその他の費用が上乗せされます。

※運動機能向上加算(月203単位)が加算されます。

※科学的介護推進体制加算(月36単位)が加算されます。

※介護保険法により、介護職員処遇改善加算Ⅰとして、基本料金に5.9%加算されます。

※介護保険法により、介護職員特定処遇改善加算Ⅱとして、基本料金に1.0%加算されます。

※介護保険法により、介護職員ベースアップ等支援加算として、基本料金に1.1%加算されます。